

【人間ヶ丘地区地区計画の内容】

名 称		人間ヶ丘地区地区計画
位 置		人間市東町7丁目の一部
面 積		約7.0ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、西武池袋線武蔵藤沢駅から北へ約1.7kmに位置し、民間開発により基盤整備がなされ、既に良好な低層住宅地を形成してきた。そこで本地区は、現在の良好な戸建住宅地としての住環境の保全を図るとともに、さらに、香り豊かな緑の文化都市にふさわしい、一層の住環境の形成を図ることとする。
	土地利用の方針	地区全体を低層住宅地にふさわしい土地利用を図るとともに、その居住環境が損なわれないよう規制、誘導をする。
	建築物等の整備方針	(1) 良好な住環境を保全していくため、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限を行う。 (2) 快適な街並景観をつくりだすため、屋外広告物の表示制限及び、かき又はさくの制限を行う。 (3) 敷地の地盤高は周辺の環境を損なわないよう努める。
地区整備に関する事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1. 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋 2. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3. 公衆浴場
	建築物の敷地面積の最低限度	130㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくは、これに代わる柱の面から道路、公園及び隣地境界線までの距離は、70cm以上とする。 ただし、外壁の後退位置の限度に満たない距離にある建築物の建築部分が、次のいずれかに該当する場合においては、この限りではない。 (イ) 外壁又は、これに代わる柱の中心線の長さの一ヶ所の合計が、3m以下であること。ただし、建築物の東西南北面にそれぞれ二ヶ所以内とする。 (ロ) 軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が10㎡以内の物置等。 (ハ) 軒の高さが2.3m以下の自動車車庫。
	建築物等の形態又は意匠の制限	屋外広告物の表示面積（2個以上あるときは、その合計面積とする。）は、1㎡以下とする。
	かき又はさくの制限	生垣又は、透視可能なフェンスを原則とする。 ただし、ブロック塀等の場合は、宅地地盤面から1.5m以下の高さとする。
備 考		

「区域は、別紙図面のとおり」

丁目

区域図

富士見台公園

入間ヶ丘高男会  
老人憩いの家

東町児童保育園

東町公園  
103.5

入間町屋団地

荷一丁目

東町七丁目

児童公園

東町七丁目

藤沢北小学校

向原第二公園  
106.3

久保稲荷二丁目

県営向原団地

扇町屋

向原公園  
107.1

扇町屋

藤沢中学校

県営向原団地

オリンピックセンター

106.3

108.1

107.1

106.1

105.2

105.2

105.5

105.3

103.9

103.8

101.3

103.3

103.5

103.9

102.3

101.9

100.5

100.6

102.1

101.6

99.3

100.2

103.3

02.2

104.6

33.2

116.2

116.2